

自治体間や関係機関との連携に係る  
検討資料

# 1. 都道府県と市町村との連携

## 中間とりまとめにおいて示された検討の方向性

- 保健師の人材育成・研修を企画・実施するに当たっては、都道府県保健所が市町村保健師を対象とした研修を実施するなど、都道府県による計画的・継続的な人材育成の支援・推進が今後も重要である。都道府県における取組や都道府県と市町村との連携状況等の事例を集約し、連携の推進方策について検討が必要。

### まとめ(案)

- 全ての自治体における保健師の人材育成を推進するためには、特に規模の小さい自治体の支援が重要である。そのため、都道府県・市町村において以下のような取組が推進されることが望まれる。

#### (1) 都道府県や保健所の支援強化

保健所には市町村保健師の人材育成を支援する役割が期待されており、この点について「保健師活動指針」に示されている。都道府県、市町村ともにそれを再確認する。

都道府県及び保健所は、市町村連絡協議会の定例開催などを通して市町村間の連携促進を図るとともに、人材育成に関する市町村からの相談対応体制を整備するなど市町村の実態を常に把握する体制を整える。

都道府県は、管内市町村の参加を得て、市町村においても活用可能な人材育成ガイドラインを作成する。

#### (2) 市町村間連携の促進

広域連合など市町村間連携の仕組みを活用し、保健師の研修会等を合同で開催する。

人材育成に関して市町村間連携を担当する保健師を各市町村に設置し、顔の見える関係性により連携促進を図る。

【平成27年度地域保健総合推進事業「保健師活動指針の活用に係る事例の収集」より】

「地域における保健師の保健活動について」(平成25年4月19日付け健発0419第1号)

# 1. 都道府県と市町村との連携

## 【自治体や保健所における取組状況】

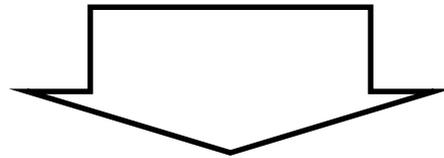
- 小規模自治体保健師からのヒアリング結果より、小規模自治体では「保健師数が少ない」「保健師の採用が長期間なかったため指導者層がない」「業務量が多く人材育成が後回しになる」等の背景要因から、「人材育成計画の立案そのものが困難」という状況であることが把握された。また、多部署への保健師の配置(分散配置)が進んだことから、各部署での指導体制の確保困難など人材育成上の課題があること、保健師の人材育成を担う部署が明確でなく、各種事業の実施が優先され、人材育成について検討する時間が確保できないことなど、内部努力だけでは解決が難しい課題を抱えていることも明らかになった。  
【平成27年度地域保健総合推進事業「保健師活動指針の活用に係る事例の収集」より】
- 先駆的な自治体における実践より、保健所が市町村保健師を対象とした研修を企画・実施することにより、市町村保健師の課題を通して地域の課題を把握することができ、それを保健所業務に活用することができる、といったメリットが明らかにされている。

【第3回検討会資料6より】

## 2. 教育機関との連携

### 中間とりまとめにおいて示された検討の方向性

- 教育機関や関係団体等と自治体との研修の企画・運営等の連携の実態について全国的なデータや事例を集約した上で、保健師の現任教育における有効な連携方策等を検討し、提示する。



### まとめ(案)

- 保健師の現任教育における自治体と教育機関との連携をさらに推進するためには、教育機関が自治体保健師の現任教育に関与することにより得られるメリットや多様な関わり方を広く周知するとともに、実習調整会議等の機会を活用して教育機関と自治体との協議の場を定期的を開催し、継続的体系的な取り組みについて検討すること等が効果的と考えられる。
- また、教育機関による、自治体に就職したそれぞれの卒業生への支援を推進することにより、教育機関の現任教育への関与が一層推進されることが期待される。

## 2. 教育機関との連携

### 【教育機関における取組状況】

- 大学等の保健師教育機関を対象とした調査結果( )より、自治体保健師の人材育成に関与した教育機関は75.0%であり、国公立では96.0%、私立では55.6%であり有意差が認められた。また、卒業生を対象とした人材育成は教育機関全体で59.6%が実施しており、国公立では84.0%が関与していたが私立は37.0%にとどまっていた。
- 自治体保健師の現任教育に関わっている教育機関では、以下の点をメリットとしてあげていた。  
現場の保健師活動をよりよく理解し、協力体制を強固にし、教育・研究に活用することができる。  
保健師との連携が強化され、教育・研究への活用につながる。  
大学として地域貢献の役割を果たせる。
- また、自治体と教育機関の連携を推進するためのポイントとして、以下の点を上げていた。  
教育機関と自治体とが契約を結ぶなどして協議する場を持ち、単年度で終わらずに、企画から実施・評価までを経年的に行えるような関わりが必要。  
よりよい教育・研究のために現任教育への関わりが必要であることを教育機関が認識し、組織として関わる。  
自治体との協働により互いの強みを活かした活動を行う。

全国保健師教育機関協議会「保健師教育機関による自治体等の現任保健師の人材育成に対する連携の実際」に関する調査より

## 2. 教育機関との連携

### 【自治体における取組状況】

- 自治体へのヒアリング結果より、教育機関との連携について「同じ学生が複数年実習することで連携が深まる」「人材育成や事業評価等に係る委員会の委員として参画を得ることで大学と連携している」「看護系大学と継続性のある人材育成の検討」などの取組の実態が把握された。一方で、教育機関との連携による指導者の育成や実習の受け入れの調整、調査研究や人材育成等における大学との連携が課題として挙げられており、自治体は看護系大学等へ協力を求め、現任教育を発展させる必要性が示唆された。

【平成27年度地域保健総合推進事業「保健師活動指針の活用に係る事例の収集」より】

- 先進的な取組を行っている自治体では、自治体立の大学が自治体保健師の研修実施体制に組み込まれ、保健師の実態把握・分析の段階から、研修企画、研修実施まで直接助言を行うなど支援を行っていた。

【第3回検討会資料4より】